

1

業務改善助成金

事業場内で最も低い労働者の賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業事業主に対して助成するものであり、中小企業事業主の賃金引上げに際しての負担を軽減することにより、最低賃金の引上げに向けた環境整備を図ることを目的としています。

対象となる措置

- 1 当該事業場における雇入れ後6月を経過した労働者について、当該事業場内で最も低い時間当たりの賃金を30円以上引き上げること。
 - 2 生産性向上に資する設備投資等を行うこと。
- ※「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資等の対象に含まれます。

注意 次の（１）～（８）については、生産性向上に資する設備投資等の対象には含まれません。

- （１）単なる経費削減を目的とした経費（（例）LED電球への交換等）
- （２）不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費（（例）エアコン設置、執務室の拡大、机・椅子の増設等）
- （３）通常の事業活動に伴う経費（（例）事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、汎用事務機器購入費、広告宣伝費等）
- （４）法令等で設置が義務づけられ、当然整備すべきとされているにもかかわらず義務を怠っていた場合における、当該法令等で義務づけられたものの整備に係る経費及び事業を実施する上で必須となる資格の取得に係る経費
- （５）交付決定日以前に導入又は実施した経費
- （６）申請事業場の労働者の労働能率増進が認められないと所轄労働局長が判断したもの
- （７）経費の算出が適正でないと所轄労働局長が判断したもの
- （８）その他、社会通念上助成が適当でないと所轄労働局長が判断したもの

対象となる事業主

本助成金を受給する事業主は、日本国内に事業場を設置していること及び下表のいずれかに該当する事業主であることが必要です。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

注意 次の１～５のいずれかに該当する事業主は支給対象となりません。

- 1 交付の決定の日の前日から起算して6月前の日から当該決定の日の属する会計年度の末日または当該決定の日から6月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、次のいずれかの事実が認められた場

合

- (1) 当該事業場の労働者を解雇した場合（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合または労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇した場合を除く。）、その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合または主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合
 - (2) 当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合
 - (3) 所定労働時間の短縮または所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更を行い、月当たりの賃金額を引き下げた場合
 - (4) 助成対象経費を対象として国または地方公共団体から補助金等の交付その他これに類する助成等を受けている場合
- 2 申請書の提出日の前日から起算して1年前の日から交付の決定の日の属する会計年度の末日または当該決定の日から6月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、労働関係法令に違反していることが明らか（是正勧告、司法処分等）となった場合
 - 3 申請書及び事業実績報告書の提出日から起算して過去3年以内に事業場の所在地を所轄する都道府県労働局長（以下「所轄労働局長」という。）から補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条に規定する補助金等の決定の取消しその他これに準ずる処分を受けている場合
 - 4 事業者又は事業者が法人である場合、当該法人の役員もしくは事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいる事業場、暴力団員が経営に実質的に関与している事業場およびこれらの事業場であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業場等であると認められた場合
 - 5 申請書及び事業実績報告書の提出日において、消費税法、法人税法又は所得税法に定める税もしくは労働保険徴収法に定める徴収金のいずれかを滞納している場合

助成額

本助成金は、引き上げる賃金額および引き上げる労働者数に応じて下表の額が支給されます。

申請コース 区分	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	事業場内 最低賃金	引上げ額	助成率	引上げ 労働者数	上限額
①30円 コース	1,000円 未満	30円以上	7/10 (常時使用する 労働者の数が 企業全体で3 0人以下の事 業場にあつて は3/4)	1~3人	50万円
				4~6人	70万円
				7人以上	100万円
②40円 コース	800円以上 1,000円 未満	40円以上		(人数によ る区分け なし)	70万円

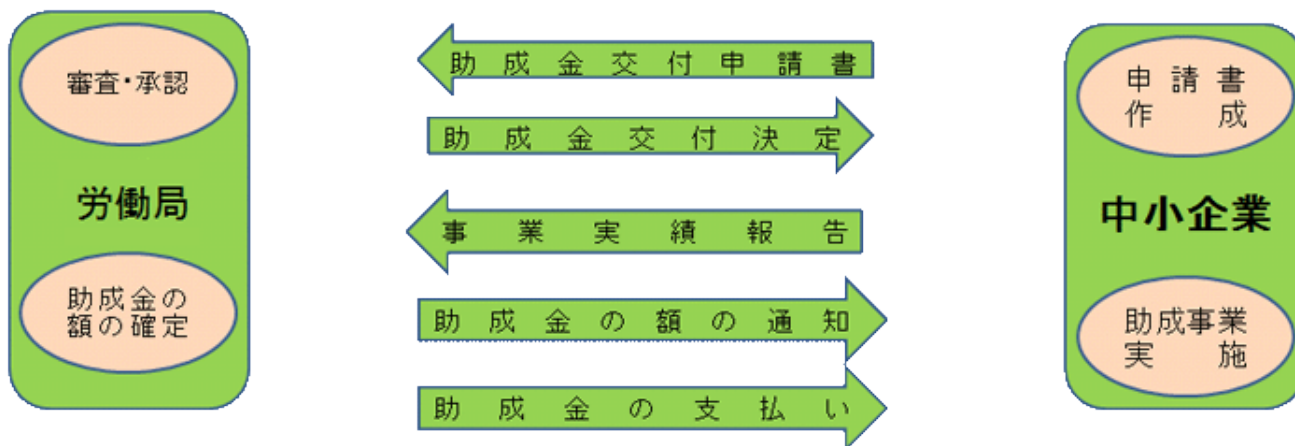
※助成率については、生産性要件を満たした場合は3/4（常時使用する労働者の数が企業全体で30人以下の事業場にあつては4/5）

受給手続

本助成金を受給しようとする事業主は、「平成 30 年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付申請書」に必要な書類を添えて（※）、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出してください。

※ 「平成 30 年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付申請書」の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせ下さい。

受給手続きの流れは次のとおりです。



利用にあたっての注意点

詳細については、厚生労働省HPで掲載する交付要綱及び交付要領をご確認頂くか、事業の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部または雇用環境・均等室へお尋ねください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

～・業務改善助成金の活用事例～

具体的な設備投資などについてご参考にしてください

事例1 多機能付きレジスターの導入と 従業員のIT研修受講による業務効率化

【所在地】 福岡県 【従業員数】 1～4人
【事業の種類】 飲食業・販売業

精算・管理業務を効率化するため、集計レポート機能
及び顧客管理機能付きレジスターを導入し、
集計・顧客管理機能を使いこなす従業員を育成したい



提供メニューの充実を
図るなどして収益基盤
を強化している。

- 顧客管理等にかかる作業時間の短縮と従業員のスキルアップにより、充実したサービス提供が可能となり、新規顧客の拡大及び業績向上につながった。
- レジ作業や集計業務にかかる時間の短縮によって生産性が向上し、1人の従業員の時間給(最低賃金)を40円引き上げた。

助成金活用のポイント

多機能付きレジスターの導入とIT研修を実施したことで、
業務の効率化と従業員の育成につながった。

(※平成27年度時点の制度に基づく事例)

事例2 店舗改装による配膳時間の短縮と 顧客の安全性・満足度・回転率の向上

【所在地】 愛媛県 【従業員数】 10～19人
【事業の種類】 飲食業

配膳時間の短縮と安全な配膳提供のために、
店舗の客席レイアウトを変更したい



パート従業員を含む全ての
従業員に対する評価制度等
を策定したり、会議形態を
従業員参加型に変更したり
することで、従業員のモチベ
ーション向上を図っている。

- 配膳にかかる時間が短縮した分、回転率が向上するとともに、細やかな顧客サービスの提供が可能になり、顧客満足度が向上した。
- 配膳にかかる提供時間の短縮によって生産性が向上し、3人のパート従業員の時間給(最低賃金)を平均110円引き上げた。さらに、全パート従業員の時間給を引き上げた。

助成金活用のポイント

店舗の客席レイアウトの見直しを行うことで、配膳時間の
短縮と、安全性や顧客満足度の向上につながった。

(※平成27年度時点の制度に基づく事例)

事例3 POSレジシステムの導入による 計算ミスの防止と待ち時間の短縮

【所在地】 山口県 【従業員数】 10～19人
【事業の種類】 クリーニング業

計算ミスと長い待ち時間
が発生している。
業務を標準化したい



誰でも一貫した
顧客対応が可能な
POSレジシステムを導入



店舗と工場の連携促進
や、従業員の専門資格
取得の奨励等によっ
て、顧客サービスを向
上している。

- ポイント算出にかかる作業時間や計算ミスがなくなったことで、顧客の待ち時間等に対する不満や、不必要なポイント付与がなくなった。
- 接客にかかる時間短縮及び顧客情報の一元管理によって生産性が向上し、2人の従業員の時間給(最低賃金)を50円引き上げた。

助成金活用のポイント

POSレジシステム導入により、早く正確に顧客へポイントを
付与し、空いた時間を従業員のスキルアップに充てることで、
顧客の満足度上昇につながった。

(※平成27年度時点の制度に基づく事例)

事例4 温泉加温ボイラー導入による作業負担軽減

【所在地】 長崎県 【従業員数】 5～9人
【事業の種類】 共同浴場経営

従業員が受付から
温度管理まで1人で
行うには限界がある



温度管理を手元で
行うことができる
新型加温ボイラーを
導入したい



施設全体の業務状況
を確認し、その時々
に繁忙となっている
業務への柔軟な人員
配置をしている。

- 手元での温度管理を可能にしたことで、確認や調整にかかる負担が軽減されたとともに、燃料費の削減にもつながった。
- 温度管理にかかる時間の短縮によって生産性が向上し、2人の従業員の時間給(最低賃金)を40円引き上げた。さらに管理部門を除く現場の全従業員の昇給を実施した。

助成金活用のポイント

新型加温ボイラーを導入したことで、作業負担の軽減
につながった。

(※平成27年度時点の制度に基づく事例)